

検討事項 1 - 10

〔(民間)ADR の結果に対する執行力の付与方法〕

(前注 1)これまでの検討では、ADR の結果に対する執行力の付与については、執行力は、履行や再協議を促進する上で大きな役割を担っており、また、既存制度の活用は当事者に二度手間を強いるので、ニーズがあるならば積極的に検討を進めるべき、ADR 独自の制度を創設するのではなく、むしろ、既存制度の活用を図る上で工夫の余地がないか検討すべき、調整型 ADR の結果が履行されない場合に直ちに国家権力の発動である執行力に結びつけるのは、ADR の基本理念に反するので、執行力を付与すべきではない、といった多様な意見が出され、検討の方向性を得られていない。

ただ、いずれにせよ、考えられる方法・要件等を具体的に示して、関係者等の意見を聴く必要があるものとされたことを踏まえ、執行力を付与することとした場合と既存制度の活用を図ることとした場合について、パブリック・コメントに付すことを念頭に検討するものである。

(前注 2)ADR のうち、仲裁に関しては、確定した執行決定(仲裁法案による制度改正後)のある仲裁判断は債務名義とされている。また、民事調停・家事調停に関しては、調停調書は債務名義とされている。さらに、行政型 ADR に関しては、ADR 法と個別法令の適用関係につき別途議論が必要と考えられる。

したがって、以下の検討では、民間型であって仲裁以外の ADR(ADR 検討会資料 11 1 の検討事項 1-2(補足)における裁定、裁定、調停及びあっせんの各手続)のうち、法律上の紛争の終局的解決を目的とする手続を念頭に置いている。

なお、1では、まず、ADR のうち調停について執行力を付与する場合の方法等を検討し、その上で、裁定等他の ADR について執行力を付与する場合の留意点を検討する。

1. ADRの結果に執行力を付与する場合に考えられる方法等

[論点1-1]

ADR(調停に限る。以下論点1-1から1-3までにおいて同じ。)の結果に執行力を付与する場合には、わが国の現行制度との整合性を踏まえ、仲裁に倣い¹、「確定した執行決定²のあるADR和解文書³を債務名義⁴とする」という方法を中心に検討を進めることとしてはどうか。

ア 現行制度との整合性

現行の債務名義は、その作成過程において、すべて何らかの形で、「中立的な第三者の関与(チェック)」と「国(司法機関)の認証」を受けている。このうち、「国(司法機関)の認証」に関しては、いったん債務名義とされれば、債務者の意思に反して国家が強制執行することが可能となるので、その作成過程で国が認証していることを要するという、強制執行制度の基本的考え方によるものである。

このような基本的考え方にととると、作成過程において、公証を受けていない⁵ADR和解文書を新たな債務名義とするためには、ADR和解文書につき、事後的に合意成立過程の瑕疵や公序良俗違反の有無等を裁判手続等によって認証するプロセスを置かなければならないこととなる。

また、ADR和解文書には既判力がなく、私法上の和解としての効力しか有し

¹ 仲裁判断への執行力付与に関する記述は、基本的に、仲裁法案の規定に基づく。

² 執行決定とは、当然には執行力が認められていない仲裁判断について、執行拒絶事由のないこと等を調査し、強制執行できる旨を宣言する裁判であり、内容の当否は審査しない。

³ ADRの手続による紛争解決の結果として作成される、合意内容を記載した文書をいうものとする。

⁴ 執行の申立人に、その相手方とされる者との関係で一定の請求権があり、それに基づく強制執行が許される旨を公的に証明した文書をいう。

⁵ 現行法上の債務名義の中で、作成過程において公証を受けていないものとしては、仲裁判断がある。仲裁判断は、執行決定の手続を経て債務名義とされており、作成後に国のチェックを経ることによってADR和解文書を債務名義としても、現行制度との整合性を失うものではないと考えられる。

ない⁶。このような ADR 和解文書を確定判決と同一の効力を有する仲裁判断よりも簡易な手続で債務名義とすることには問題がある⁷。

さらに、仲裁法案では、仲裁手続進行中に当事者間で和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときには、その和解の内容を記載した仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断としての効力を認め、執行決定を経て債務名義となることとされており、仲裁上の和解との均衡も必要である。

イ ADR 和解に対する執行力付与の必要性

当事者の立場からは、ADR 和解が成立した後に執行力を得ようとする場合、和解成立の段階で執行力を得ようとするのであれば、現行制度の下でも、和解調書(即決和解)又は執行証書という形で債務名義化することが可能であり、かつ、そのような方法も相当程度利用されている。

しかし、和解成立後に強制執行の必要が生じた段階で、ADR 和解に基づき、あらためて実体審理を経ずに執行力を得る方法がなく、このような場合を想定して ADR 和解に独自の執行力を付与することには、制度創設の必要性が認められる。

ウ 考えられる方法

以上を踏まえると、ADR 和解文書を債務名義とする場合には、「確定した執行決定のある ADR 和解文書を債務名義とする」という方法が考えられる⁸。

⁶ 現行法上の債務名義の中で既判力を有しないものとしては、執行証書や仮執行宣言付支払督促がある。これらの文書も、一定のプロセスを経て債務名義とされており、一定のプロセスを経て私法上の和解の効力しか有しない ADR 和解文書を債務名義としても、現行制度との整合性を失うものではないと考えられる。

⁷ 現行仲裁法を前提とする民事執行法が仲裁判断を債務名義とするにあたり確定した執行判決を要することとしている趣旨は、仲裁判断の内容を国家権力により強制的に実現するには、その効力が認められるための法定の要件の審査に慎重を期する必要があるとあり、執行機関ないし執行文付与機関に判定を委ねることは適当ではないことから、特にあらかじめ独立の訴えをもってその要件の存在を主張させ、裁判所が判決をもって強制執行を許す旨を宣言することとしたものであるとされている。

⁸ 仲裁については、現行法(公示催告仲裁法)に代わる仲裁法案において、柔軟で機動的な対応を可能にする見地から、裁判の手続が「訴訟」から「決定」に変更されているので、本検討事項では、仲裁法案に倣い、強制執行を許す旨の裁判の手続を「決定」としている。

この場合、仲裁判断を債務名義とする手続を踏まえると、当事者から執行決定の申立てを受けた裁判所は、裁判手続において、ADR 和解文書の公序良俗違反の有無、一定の和解成立(文書作成)過程の瑕疵の有無等(執行拒絶事由の有無)をチェックすることとなる⁹。

⁹ 執行決定の裁判では、裁判所は、ADR 和解文書につき執行拒絶事由があると認められない限りは、ADR 和解文書の強制執行を許す旨の決定をなし、執行決定が確定した後は、ADR 和解文書は債務名義となって、債権者は、これに基づき、強制執行を申し立てることができることとなる。

また、いったん債務名義が成立すると、債務名義に係る請求権が実体的には存在しない場合(和解不成立等の請求権の発生自体を妨げる事由、弁済等の請求権を消滅させる事由がある場合)、請求権の効力を停止・制限する事由が生じている場合であっても、強制執行されうることとなり、債務者が強制執行を妨げるためには、請求異議の訴え(裁判)により、債務者がそのような事由を主張・立証しなければならなくなる。

なお、ADR 和解には既判力がないので、上記のように、請求異議の訴えでは、執行力が付与された時点以前の事由を理由とすることができる。その場合、請求異議の訴えにおいて、債務者は、例えば、執行決定の裁判でも主張したが認められなかった事由を再度主張できるかといった問題があり、「確定した執行決定のあるADR 和解文書」を債務名義とする場合には、このような点もさらに検討する必要がある。

[論点1 - 2]

論点1 - 1の方法により執行力が付与されるための要件としては、

ADR 和解文書の執行拒絶事由が存在しないこと

(考えられる執行拒絶事由¹⁰)

- ・ **合意の内容に公序良俗違反があること**
- ・ **合意の意思表示について意思の欠缺があること又は瑕疵があること¹¹**
- ・ **合意成立の過程において、手続上の瑕疵があること¹²**
- ・ **和解可能性のない紛争に係る和解文書であること**

執行決定を求める ADR 和解文書が、一定の適格性を有するものと認められる手続、主宰者(機関 ADR の場合には組織を含む。)の下で作成されたものであること

ADR 和解文書に債務者の執行受諾文言があること

を念頭に置くことが適当ではないか。

ア 執行拒絶事由

論点1 - 1の方法により執行力を付与する場合、合意の内容(実体的請求権の内容)については、改めて審理を行わなくとも高度の蓋然性をもって権利が存在することが前提とされているので、執行決定の裁判では、基本的には、内容の公序良俗違反及び合意成立過程における一定の瑕疵(意思表示の欠缺・瑕疵、手続上の瑕疵等)の有無等が審理の対象となる。

ADR 和解文書の内容に公序良俗違反がある場合、その合意は無効であり、執行は当然に許されない。

また、合意の成立につき意思表示の欠缺・瑕疵がある場合には、合意が真意に基づくものといえない可能性もあることから、そのような一定の瑕疵があるときには、執行は許されるべきではないと考えられる。そのほかにも、和解可能性のない紛争につきなされた和解であるような場合等にも、執行は許されるべきで

¹⁰ あくまでも考えられる事由を掲げたものであって、必ずしもすべてを執行拒絶事由とすべきものといえるわけではない。例えば、合意成立の過程における手続上の瑕疵や意思表示の瑕疵については、債務者の合意(和解成立)は、それ以前の瑕疵を治癒(滅却)するので、公序良俗違反のみをチェックすればよいのではないかという考え方もある。

¹¹ 例えば、主宰者の提示した和解案を受諾するにあたり、債務者に錯誤があった場合

¹² 例えば、当事者の合意した手続ルールでは、主宰者に提供した情報は、いかなる場合でも相手方には開示されてはならないこととされているにもかかわらず、主宰者が相手方にその

はない。

以上を踏まえ、執行決定のある ADR 和解文書を債務名義とする場合には、仲裁判断の執行拒絶事由を参考に、どのような事由を ADR 和解文書に係る執行拒絶事由とすることが適当であるか、さらに検討を進める必要がある。

(参考) 仲裁判断の執行拒絶事由 (仲裁法案第 45 条第 2 項参照)

- ・ 仲裁合意の無効 (当事者の無能力、法令違反等)
- ・ 仲裁人の選任手続、仲裁手続における当事者への通知の欠缺
- ・ 仲裁手続における防御不能
- ・ 仲裁合意等の範囲を超える仲裁判断
- ・ 仲裁廷の構成、仲裁手続における法令違反・合意違背等
- ・ 仲裁地国の裁判機関による仲裁判断の取消等
- ・ 仲裁合意の対象とすることができない紛争に関する仲裁判断
- ・ 仲裁判断の内容の公序良俗違反 (重大な手続的瑕疵も含まれるものと解されている。)

イ ADR の適格性

執行決定の裁判における裁判所のチェックは、上記のとおり、基本的には、ADR 和解に公序良俗違反又は合意形成過程における一定の瑕疵等がないかという点にとどまる。つまり、一般の和解につき債務名義を得るための訴訟の場合であれば第一次的には債権者側が負っている「合意の成立 (= 請求権の発生)」については、債権者は改めて立証することを要せず、第一次的には原則として債務者が請求権の発生に障害があることを立証しなければ、執行力が付与されてしまうこととなる。

したがって、執行決定のある ADR 和解文書を債務名義とするためには、その前提として、ADR 和解文書に係る実体的請求権 (例: 損害賠償責任に基づき金銭の支払いを求める権利) は、裁判所による実体審理を要しない程度にまでその存在の可能性が高いものといえなければならない。

また、債務名義の文言に従って強制執行が行われることとなるので、ADR 和解文書によって強制執行しうる請求権の範囲、条件等が明確になっていなければ

ばならない。

以上を踏まえると、ADR 和解文書のすべてを債務名義の対象とすることは適当でなく、その手続、主宰者（機関 ADR にあっては組織を含む）について一定の適格性を有するものと認められる ADR において作成された ADR 和解文書であるときに限り、執行決定を求めることができるものとする必要がある。

一定の適格性としては、次のようなものが考えられるが、さらに検討を進める必要がある。

なお、これらの適格性を有することを立証に委ねる場合には、その責任は債権者が負うべきであるが、立証の困難性や執行力の性格等にかんがみると、立証によるのではなく、適格性を有すると見込まれることにつき国があらかじめ認証することとすべきという考え方もある。

(ア) 合意内容(実体面)に係る適格性

- ・ 合意内容に係る公序良俗違反の有無が、主宰者等によって適確にチェックされていること
- ・ 主宰者が、記載内容の明確性等の観点からみて、債務名義としての適格性を有する ADR 和解文書を作成するために十分な能力を有していること

(イ) 合意過程(手続面)に係る適格性

- ・ ADR の手続や主宰者の義務等を規定した法令、公正性を有する機関規則、当事者の合意に従った手続進行が確保されていること
- ・ 当事者による主張、互譲、承諾等の意思表示に欠缺や瑕疵のないことが、手続を通じて、主宰者等によって適確にチェックされていること
- ・ 合意形成過程の適格性を事後的に検証しうるよう、規則制定、手続過程の記録作成及びその管理が適確に行われていること

なお、ADR 和解文書を債務名義とする場合には、別途、仲裁人と同様、主宰者を収賄罪の対象とし、その職務執行の公正性を担保することも検討しなければならない。

ウ 執行受諾文言

上記イのような ADR の適格性を要件とし、執行決定における執行拒絶事由に合意の意思表示について意思の欠缺があること又は瑕疵があることを含めるのであれば、必ずしも、執行証書のように執行受諾文言(債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述)があることを要件としなくともよいという考え方もある。

しかし、以下のような点を踏まえると、執行決定のある ADR 和解文書を債務名義とする場合にも、文書に執行受諾文言のあることを要件とすることも検討すべきである。

同様の手続で債務名義となる仲裁判断については、当事者は手続開始の段階で確定判決と同一の効力を有することとなる仲裁人の判断に服することに合意しており、その点では、執行受諾文言があるのと同じであるとも考えられること

当事者の真意に基づく和解であることを担保するためには、当事者の執行受諾の意思を確認することが最も有効であること

[論点1 - 3]

ADR の結果に執行力を付与する場合に、不当執行の可能性を考慮し、債務名義となる給付請求権を金銭債権等に限定することも検討すべきと考えるか。

現行制度上の債務名義のうち、執行証書及び仮執行宣言付支払督促については、請求権の種類を金銭その他の代替物等で一定の数量の給付を目的とするものに限定している。これは、これらの債務名義が簡易な手続で形成されることによる不当執行の可能性を考慮し、その場合の損害を金銭賠償により回復できる性質の請求権に限定するという趣旨によるものである。

確定した執行決定のある ADR 和解文書を債務名義とする場合、その形成手続が簡易であるとはいえないものの、ADR 和解文書に既判力のないことも考慮すれば、債務名義となる給付請求権を金銭給付等に限定し、特定の動産・不動産の引渡請求権や作為請求権については、ADR 和解の債務名義の対象から除外することも考えられる。

[論点1 - 4]

調停についての検討を踏まえて、調停以外のADR(ADR検討会資料11-1の手続分類における裁定、裁定及びあっせん)についても、論点1-1の方法により執行力を付与する場合に、留意すべき点があるか。

調停以外のADRの結果に対して執行力を付与する場合に、確定した執行決定のあるADR和解文書を債務名義とするという方法をとること(論点1-1)については、特に問題はないのではないかと考えられる。また、債務名義となる給付請求権の範囲の限定に関する論点(論点1-3)についても、調停と同様の考え方によるべきものと考えられる。

ただし、執行力が付与されるための要件のうち、執行拒絶事由に関しては、裁定のように、一方当事者に裁定案を受諾する義務がある場合には、その限りにおいて、一方当事者は仲裁の当事者と同様の立場に置かれることとなるので、和解成立過程における手続上の瑕疵がないことをより厳格に求める必要があるのではないかと考えられる。

2. 既存制度を活用する場合に考えられる工夫

[論点2]

上記1の検討に並行して、一定の適格性を有するADR和解を対象として即決和解の手続を通常より迅速に進めるために何らかの工夫ができないか、検討されるべきではないか。

実務では、ADR和解につき執行力を得るために、ADRで実質的に和解が形成された後に、即決和解の手続を経て、債務名義(裁判上の和解に係る和解調書)とする方法、ADR和解後、公証手続を経て、債務名義(執行証書)とする方法、ADRで実質的に和解が形成された後に、仲裁手続に移行し、必要な場合には、仲裁判断につき執行判決を得て、債務名義とする方法がとられている。

このうち、の即決和解については、請求権の内容に制限のない点、比較的

コストが低い点¹³等において他の方法にはないメリットが見られるものの、裁判所(簡裁)によっては、手続の開始までに相当程度の期間を要するという利用者の声もあるので、即決和解について、一定の適格性を有するADRにおいて和解が形成された場合には、即決和解の手続を早く進めることができるような、何らかの工夫ができないか、検討していくべきではないかと考えられる。

なお、離婚事件その他家庭に関する事件は、家事調停前置とされているので、即決和解の制度を利用することはできないことに留意する必要がある。

ただし、家庭に関する紛争であっても、当事者の合意によって処分することができる事項(家庭に関する一般事件)については、即決和解の制度を利用することができる¹⁴という考え方もある。

¹³ いわゆる即決和解の申立て手数料は、2,000円(定額)であるのに対し、仲裁判断に係る執行決定の申立て手数料は4,000円である(金額は、いずれも、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案による改正後の民事訴訟費用等に関する法律による。)

¹⁴ 即決和解の利用を認める考え方に立っても、家事調停の趣旨にかんがみ、できる限り家事調停の申立てによって紛争の解決を図ることが妥当であるとされている。